

市営住宅ひがし団地お客様各位

令和元年 8 月

寒河江ガス株式会社

消費税の増税に伴うガス料金価格改定のお知らせ

拝啓

平素は、一方ならぬご愛顧にあずかり、厚くお礼申し上げます。

さて、ご存じの通り、令和元年10月1日より、消費税等（消費税及び地方消費税）の税率が8%から10%に引き上げられます。これに伴い、消費税等相当額の増加分に対応するため、供給約款上の料金表（税込）を10月1日付けで、下記①から②へと改定させていただきます。

つきましては、諸事情をご賢察のうえご了承いただけますようお願い申し上げます。

なお、令和元年9月30日以前から継続して供給しているガスの料金であって、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に検針が行われて額が確定するものについては、改定前の消費税率に基づく料金表（下記①）が適用されます。

敬具

記

①変更前料金：旧料金表（税込）（消費税等の税率 8%）

| | 基本料金（円） | 基準単位料金（円/m ³ ） |
|------------------------------|----------|---------------------------|
| 料金表 A（0～8m ³ まで） | 947.16 | 501.76 |
| 料金表 B（8～30m ³ まで） | 1,587.60 | 421.70 |
| 料金表 C（30m ³ 以上） | 2,959.20 | 375.98 |

②変更後料金：新料金表（税込）（消費税等の税率 10%）

| | 基本料金（円） | 基準単位料金（円/m ³ ） |
|------------------------------|----------|---------------------------|
| 料金表 A（0～8m ³ まで） | 964.70 | 511.06 |
| 料金表 B（8～30m ³ まで） | 1,617.00 | 429.52 |
| 料金表 C（30m ³ 以上） | 3,014.00 | 382.94 |

各月に適用する料金表

| | | |
|----------|-------------------|-------|
| 10月検針分 | 経過措置が適用される場合（注1）： | ①の料金表 |
| | 上記以外の場合： | ②の料金表 |
| 11月検針分以降 | | ②の料金表 |

（注1）消費税率の改定に関する経過措置は、「継続供給契約に基づき、令和元年10月1日前から継続して供給しているガスに係る料金で、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの」に適用されます。この場合の料金には、令和元年10月1日の引上げ前の消費税率が適用されます。

（注2）ご請求時の単位料金には、原料費の変動幅により原料費調整が反映されます。

お問い合わせ先

寒河江ガス株式会社

電話番号 0237-86-2333